国土学事始め

大石久和
京都大学大学院
特命教授

日本とドイツの男女同権

読者の皆様の頭の体操にドイツ憲法のある条文を紹介したいと思います。ドイツは東西が一緒になった時に憲法を制定することにしていましたが、今だに制定されておらず「ドイツ連邦共和国基本法」が実質的に憲法となっています。

この第3条に次のような規定があります。

❶すべての人は、法の前に平等である。

❷男女は、平等の権利を有する。国家は、男女の平等が実際に実現するように促進し、現在ある不平等の除去に向けて努力する。

❸何人も、その性別、血統、人種、言語、出身地および門地、信仰または宗教的もしくは政治的意見のために、差別され、または優遇されてはならない。何人も、障害を理由として差別されてはならない。

おかしいですね。第3項に「性別差別」を禁止した条文があるのに、第2項でわざわざ「男女平等実現努力義務」を国家に課しているのです。実は、この第2項は基本法制定時にはなかった条文で、戦後の改正で追加、加憲されたものなのです。

ところで、日本国憲法第14条は次のように規定しています。

❶すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（2項以下略）

日本国憲法は「男女平等の実現への努力義務」を国家に課しておりません。憲法とは制定時の国民の価値観の総意なのです。70年以上前の1946年の価値観のまま憲法を放置してきたことが、今回の東京医科大学等の入試での女性差別の大本にあると考えています。